（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（制動装置） **第九条**　（略） 2～43　（略） 44‖　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第九十三条第二項第一号中「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版の規則5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。この項において同じ。）に限る。）」とあるのは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第93条第２項の規定」と、「（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版附則13に限る。）」とあるのは「（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第93条第２項」と、「装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版附則21に限る。）に適合するものに限る。）」とあるのは「装置」と、「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版の規則5. 及び6. に限る。）」とあるのは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第93条第２項の規定」と、同条第八項中「協定規則第131号の技術的な要件に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第131号の技術的な要件に適合するものとする」とあるのは「衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない」と読み替えるものとする。 45‖　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量十トン超のものについては、細目告示第九十三条第六項の規定（協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十四改訂版の規則5・1・1・4・後段及び5・1・5・、附則十三4・4・後段並びに附則第十八に限る。）に係る部分に限る。）にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第九十九条第一項の規定に適合するものであればよい。 46‖　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量十トン以下のものについては、保安基準第十二条第二項並びに細目告示第九十三条第六項及び第九十三条の二の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の保安基準第十二条第二項及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十三条第六項及び第七項の規定に適合するものであればよい。 47‖～51‖　（略）	（制動装置） **第九条**　（略） 2～43　（略） （新設） 44‖　指定自動車等以外の自動車については、細目告示第九十三条第二項及び第六項の規定（協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第十四改訂版の規則5・1・1・4・後段及び附則十三4・4・後段に限る。）に係る部分に限る。）にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第九十九条第一項の規定に適合するものであればよい。 45‖　指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量十トン以下のものについては、細目告示第九十三条第六項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十三条第六項及び第七項の規定に適合するものであればよい。 46‖～50‖　（略）